

柏崎市告示第97号

新潟県柏崎市介護保険施設等指導実施要綱を次のように定め、令和4年11月1日から実施する。

令和4年（2022年）10月26日

柏崎市副市長 西 卷 康 之

### 新潟県柏崎市介護保険施設等指導実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、介護保険施設等に対し次の各号に定める基準（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 新潟県指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例令第22号）
- (2) 柏崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年柏崎市条例第31号）
- (3) 新潟県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第21号）
- (4) 新潟県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第17号）
- (5) 新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年新潟県条例第19号）
- (6) 新潟県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第20号）
- (7) 柏崎市指定地域密着型介護サービスに関する条例（平成25年柏崎市条例第5号）
- (8) 新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第19号）
- (9) 柏崎市指定地域密着型介護予防サービスに関する条例（平成25年柏崎市条例第6号）
- (10) 柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年柏崎市条例第58号）
- (11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）

- (13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成12年厚生省告示第21号)
- (14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年厚生労働省告示第126号)
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年厚生労働省告示第127号)
- (16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年厚生労働省告示第128号)
- (17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成18年厚生労働省告示第129号)
- (18) 厚生労働大臣が定める一単位の単価  
(平成27年厚生労働省告示第93号)  
(指導形態等)

第3条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

2 集団指導は、市長がその指定の権限を有する介護保険施設等に対し介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。この場合において、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

3 運営指導は、次の各号のいずれかの形態により行う。

- (1) 市長が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
- (2) 厚生労働大臣又は新潟県知事と市長が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

4 運営指導は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める指導を、原則として実地において行う。この場合において、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

- (1) 介護サービスの実施状況指導 個別のサービスの質（施設及び設備の状況並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導
- (2) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する

指導（次号に掲げるものを除く。）

- (3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
- 5 運営指導は、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。この場合において、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。
- 6 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、第4項第1号及び第2号に掲げる指導については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。この場合において、サービス種別ごとの確認項目及び確認文書については、国が定めるところによる。
- 7 運営指導（第4項第1号及び第2号に掲げる指導に限る。）においては、確認項目以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象の選定）

第4条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、次の各号に掲げる指導の形態に応じ、当該各号に定める方針に基づいて選定する。

- (1) 集団指導 市長が指定の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。この場合において、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。
- (2) 運営指導 一般指導にあつては実施頻度、個別事由等を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう選定し、合同指導にあつては一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。
- 2 集団指導及び運営指導は、新潟県知事及び指定の権限を持つ柏崎

市以外の保険者と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことによって、適切な実施に努めるものとする。

(集団指導の方法等)

第5条 集団指導は、その日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

2 集団指導は、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるための質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、新潟県又は他市町村と合同で実施することを検討する。

3 集団指導の内容について新潟県内での整合を図るため、相互に事前の情報提供を行う等、連携を図るものとする。

4 集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等を行う場合は、配信動画の視聴及び資料の閲覧の状況について確認する。

(運営指導の方法等)

第6条 運営指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に対して原則として1月前までに通知する。ただし、運営指導の対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談の方

法により行う。この場合において、施設及び設備の状況並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（第3条第4項第2号及び第3号に掲げる指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、その活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮するものとする。

3 運営指導にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所要時間について、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図ること。
- (2) 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導について、できるだけ同日又は連続した日程で行う等により効率化を図ること。
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施について、介護保険施設等の状況も踏まえた上で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進すること。
- (4) 運営指導において準備する文書は、原則として前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、新規の指定の時、指定の更新時及び変更時に提出されている等により本市が既に保有している文書については原則として再提出を求めないこと。この場合において、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されているときは、ディスプレイ上で内容を確認することとし、原則として印刷した書類等の準備や提出は求めないものとする。
- (5) 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とすること。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり2名以内の利用者

についてその記録等を確認する。

- (6) 実施体制等により単独での実施が困難な場合又は第3条第5項で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人の活用又は地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の7に規定する機関等の共同設置を行う等、複数の市町村と合同で実施することについて検討すること。

- 4 運営指導の結果、人員、施設及び設備若しくは運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知するものとする。

- 5 介護保険施設等に対し文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第7条 運営指導を実施中に次の事項に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに柏崎市介護保険施設等監査実施要綱（令和4年10月告示第98号）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（指導に当たっての留意事項）

第8条 指導は、国が定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導又はより良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意すること。
- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行うこと。
- (3) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導又は当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わないこと。
- (4) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況又は理由を聴取し、根拠規定及びその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うこと。
- (5) 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者又は介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えないこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成25年12月告示第173号）は、廃止する。